

相続財産から控除できる債務とは その②

～債務控除の対象になるものとは～

債務控除の種類

相続財産から控除できる債務は大きく分けて2種類です

①債務

被相続人が亡くなった時に現に存在した債務で、
確実と認められるもの

- 具体的には借入金や未払金などを指します
税金については、所得税・住民税と他の税金では
考え方が異なります。

債務控除の種類

相続財産から控除できる債務は大きく分けて2種類です

②葬式費用

被相続人が亡くなった後に行われる通夜・葬儀に関する費用

→ 初七日費用は対象外

お寺に支払うお布施については対象となるものと対象とならないものに分けられる

借入金の扱い

①金融機関の借入金

- ・ お亡くなりになった時の残高が控除 O K
- ・ 団信に加入している住宅ローンは控除 N G

②個人間の借入金

- ・ お亡くなりになった時の残高が控除 O K

→ただし、**残高の立証は求められる**

税金の扱い

①固定資産税

- ・未納の固定資産税は控除OK
- ・固定資産税は1月1日時点の所有者に課税される

②所得税・住民税

- ・準確定申告で納付することとなった所得税は
控除OK
- ・前年の所得に対する住民税で、未納の税金は
控除OK（準確定申告で発生する住民税もOK）

控除できない税金

①相続税そのもの

- ・ その者の相続税の計算のため、相続税は控除 N G
→ほかの人に対する相続税で未納のものは O K

②相続人に対する延滞税等

- ・ 相続人が遅滞したことにより発生した延滞税等は
控除 N G
→被相続人に対する延滞税等は O K

医療費や未払金

①医療費

- ・ お亡くなりになるまでの医療費や介護施設費は
控除OK
- ・ 亡くなった後に取得する文書料は控除NG

②その他未払金

- ・ お亡くなりになるまでに発生した電気料や水道料、
電話代等は控除OK

END